

(後期高齢者医療制度)

長寿医療制度のお知らせ

21年度の保険料から、お支払い方法がお選びいただけるようになりました。

年金からの
お支払い

口座振替

変更を希望される方は、
市区町村へのお手続きを
お早め!

国民健康保険の保険料(税)を年金からお支払いされている方も、お支払い方法がお選びいただけるようになりました。

ご注意

- (1) 世帯主等の口座振替に変更した場合、その方の社会保険料控除額が増え、世帯として所得税・住民税が少なくなる場合があります。
- (2) 口座振替では確実な納付が見込めない方については、変更が認められない場合があります。
- (3) 年額18万円未満の年金を受給している方などは、年金からのお支払いの対象になりません。

長寿医療制度の 保険料の軽減

1 所得の低い方については、
平成21年度以降も保険料を軽減します。

2 サラリーマンの夫やお子さんに扶養されていた方の
保険料は、平成21年度も引き続き9割を軽減します。
(全国平均:月額約350円)



◎お手続きの期限や方法、その他わからないことがあれば、お住まいの市区町村窓口へご相談ください。

【この広報に関するお問い合わせ】 厚生労働省 保険局
高齢者医療課または国民健康保険課

TEL.03-5253-1111(代表)

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>



政府広報 | 厚生労働省

政府広報オンライン
<http://www.gov-online.go.jp/>